

日 時	平成29年11月2日(木) 午後2時～4時
場 所	芦屋市立体育館・青少年センター3階 第1研修室
出席者	<p>会 長 廣木 克行                  副会長 新井野 久男                  委 員 田中 隆                  〃 進藤 昌子                  〃 守上 三奈子                  〃 由本 千恵子                  〃 許 和子                  〃 入江 祝栄                  〃 中谷 洋美                  〃 藤井 義典                  〃 川原 智夏                  欠 席 北野 章</p> <p>事務局 福岡憲助教育長，大久保文昭青少年愛護センター所長，和泉健之主査，早戸司和主任，桑原正幸主事</p>
事務局	芦屋市立青少年愛護センター
会議の公開	■公開
傍聴者数	0人

## 1. 会議次第

(1) 委嘱式

(2) 開会あいさつ

教育長 福岡 憲助

(3) 委員紹介

(4) 会長・副会長の選出

(5) 会長・副会長あいさつ

会 長 廣木 克行

副会長 新井野 久男

(6) 議 事

①芦屋市の子ども環境と課題について(報告)

ア 社会参加と居場所の充実

テーマ「気軽に集える居場所づくり」

社会教育部 スポーツ推進課長 木野 隆

イ 芦屋市の公園施設における有効活用と利用促進

テーマ「地域における公園の有効活用」

- ② 芦屋市子ども・若者計画の進行管理について  
評価の進行管理について  
毎年重点事業について、進行管理報告をする
- ③ その他の意見交換

## 2. 提出資料

- (1) 平成29年度第3回芦屋市青少年問題協議会 次第  
(子ども・若者の健全育成に向けての提言を含む)
- (2) ミズノスポーツプラザ潮芦屋に係る資料
- (3) 芦屋市都市公園に係る資料
- (4) 「芦屋市子ども・若者計画」の冊子
- (5) 「芦屋市子ども・若者計画」の27年度及び28年度実施評価票

## 3. 審議経過（概要）

開会

(事務局) では、議事に入らせて頂きます。ここからは、廣木会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(廣木会長) それでは議事に入りたいと思います。今回から田中さんが新しい委員として入られましたので、少し前回（の内容）を振り返りたいと思います。前回は8月23日に、（平成29年度における）第2回目の青少年問題協議会を開催致しました。その協議会では、「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」という課題について、（事務局から）報告を頂き審議するために福祉部から2名の課長さんに来てもらいました。具体的なテーマは「生活保護世帯の子どもの現状と課題」と「生活困窮者支援の現状と課題」で、2つの大変重たい問題についてのご報告でした。ご報告の後、委員の皆様からは（行政が直面する課題として）知らないことがこんなに沢山あるのかという（思いからの）言葉が出て、（私も含め）大変勉強になりました。（協議会が）このような問題を知り、子ども・若者へ（の支援として）どの様にフィードバックしていけば良いのかについて、重要な学びになったと思います。今回は大幅に変わったメンバーでの2回目の協議会（の開催）となりますが、（事務局からの）1回のご報告で終わりではなく、今後も引き続き「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」課題について、熟慮してゆける端緒にもなったと考えています。

近年子ども・若者の事件が大きく報じられることから、新しい問題として「子ども達の居場所づくり・体づくり」が大事であるという認識を私達は持っています。今回は、そこに焦点を当てて（協議会として）検討をしていきたいと思ひます。「平成29年度第3回芦屋市青少年問題協議会 次第」の資料P6をご覧ください。「子ども・若者の健全育成に向けての提言」として5つの柱があります。（協議会で作成した）この柱に沿って、芦屋市での（子ども・

若者に係る) 様々な課題を整理し、新しく取り組むべき課題を明らかにしていきます。今日審議致します議題については、当該資料P6記載の提言(1)「子ども・若者の遊び場(居場所)を確保する」のテーマについて具体化したものでございます。まず、子ども・若者の<居場所>として「社会参加と居場所の充実」の議題で、ご報告頂きます。次に、子ども・若者の<遊び場>として「芦屋市の公園施設における有効活用と利用促進」の議題で、報告して頂きます。そして、「芦屋市子ども・若者計画の進行管理について」昨年度の実績に関する評価と現状の報告を受けます。最後に、「その他」として、子ども・若者を取り巻く環境について、(委員間で)認識を共有し様々な意見を出して頂ければと思っています。

では、①社会参加と居場所の充実(の議題)として、「気軽に集える居場所づくり」のテーマで、スポーツ推進課の木野隆課長より報告を頂きたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

(木野課長) 教育委員会のスポーツ推進課の木野です。本日は「気軽に集える居場所づくり」について、平成29年8月5日にリニューアルオープン致しました「ミズノスポーツプラザ潮芦屋」の活用の観点から報告させていただきます。当該施設は、潮風大橋を抜けて、(芦屋市)総合公園を右手に見ながら南の方向に進んだ所(涼風町5-1)にあります。

(お手元にある)A3サイズの「ミズノスポーツプラザ潮芦屋」の施設説明図をご覧ください。(当該施設の)広さは27,561㎡です。この土地は一昨年、兵庫県の企業庁から芦屋市が購入しました。芦屋市としては初めての試みではありますが、市が土地を保有しながら、その土地の施設を整備・運営して頂ける民間事業者を公募しました。(公募に応じて頂いたミズノスポーツには)民間事業者としてのノウハウを最大限活かして頂き、(市有地上にある)施設の整備や管理運営をしてもらうことを目標としています。また一方で、芦屋市の課題である「子育て支援」や「全ての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境づくり」に取り組むために、認定こども園などの教育施設、社会教育機能を有する健康増進施設、地域交流に資する施設としての運営も目指しています。

では、A3の施設説明図をもう一度ご覧ください。スポーツ推進課担当として(認定こども園設置予定部分を除く)スポーツ施設と地域交流施設を紹介させていただきます。スポーツ推進課には、附属機関として「スポーツ推進審議会」があります。当該審議会に出席をした学校教育課から、芦屋市の子どもの体力や運動能力が全国平均を下回っているとの報告を受けております。その報告を踏まえ、この土地の健康増進施設では、市民のために無料で開放する時間帯を設けております。子ども達をはじめ市民の皆様が、ボール遊びなどを通して体を動かせる場所を作るといった試みです。

A3の施設説明図の下部分に記載しています「駐車場」は、約260台の駐車が可能で、同図の左上部分に記載の「フットサルコート」は、4面あります。その内3面は、少年サッカーの試合ができます。同図の上中央部分に記載され

ている「多目的コート」は、スリーオンスリー、バスケットやキャッチボールができる様なスペースです。また多目的コートの海側では、打ちっぱなしのゴルフをすることができ、ミズノスポーツで講習会もされています。そして、多目的コートの右側には、砂交じりの人工芝から成る野外テニスコートが2面あります。さらに、その右側には白い屋根の建物内に、屋内コートがあります。当該建物の手前にある黒い屋根の施設内に、多目的スペース、図書コーナー、憩いラウンジ、赤ちゃんの駅があります。

その詳細については、お手元にあるA4の「地域交流に資する施設」説明図を使って、ご説明致します。同図の左下部分に記載の様に、「卓球台」の図があります。このスペースは、卓球や会議などをするために使われています。その右側には「事務室」があり、ミズノスポーツサービスの事務員の方がいらっしゃいます。さらにその右側には、芦屋市で進めております「赤ちゃんの駅」と畳の上で本が読める「図書コーナー」があります。なお、この「図書コーナー」では教育委員会が推薦する図書400選の本が揃っており、スポーツ関連の書籍もあります。その上側は、「お手洗い」と「更衣室」がございます。その左側には市民の方達にゆっくりして頂くための「憩いの場」があり、自販機も設置されています。この施設の外には、「防災倉庫」と「花壇」があります。「防災倉庫」には、水・カンパン・毛布・薪を備蓄しています。「花壇」は認定こども園設置時に、こども園の子ども達、地域の方達、事業者の方達が一緒に花を植えることができれば良いなという目的で整備しました。

続きまして、市民のために無料で開放する施設の場所と時間について、A4の「芦屋市土地活用事業 ミズノスポーツ潮芦屋 リニューアルオープン」の資料を使って、ご説明致します。先ほどご紹介した「フットサルコート」の3面、「多目的コート」及び地域交流に資する施設内の「多目的スペース」は市民に無料で開放する場所です。この資料に記載があります「週間市民対象枠」で、これらの場所を無料で使える時間帯を定めており、芦屋市民であればこの枠でご利用頂けます。なお、火曜日と水曜日は（卓球デーとして設定し）多機能スペースで、子どもから大人までが自由に卓球ができる様にしております。

では、お手元にあるA4の「市民対象事業枠」の資料を用いて、施設の無料開放（制度）の利用状況をご説明致します。この統計資料は、8月15日から10月18日までの期間の集計で作成しております。「フットサルコート」と「多目的コート」は子ども達が利用し、「多目的スペース」は成人の方達がご利用になっていると報告を受けています。所管課としては、まだ利用が少ないとの認識を持っていますので、ホームページや広報あしやでさらに周知するとともに、市の事業やミズノスポーツの事業を入れていきたいと思っています。簡単ではございますが、報告は以上です。ありがとうございました。

**（廣木会長）**ありがとうございました。今の報告を受けて、ご質問などはあるでしょうか？

**（田中委員）**「市民対象事業枠」の資料にある数値は人数ですか、グループ数ですか？

(木野課長) 人数です。

(田中委員) 「フットサルコート 1」とあるのは、一人でフットサルをしているということでしょうか？

(木野課長) はい、一人で（フットサルコートで）ボールを蹴っていたりするという事です。

(田中委員) 子ども達が（多目的スペースを）利用しているとご説明がありましたが、利用する際に、保護者の同意などは必要なのでしょうか？

(木野課長) 不要です。受付でお名前などを書いて頂ければ利用できます。

(田中委員) 施設を無料で利用できる場所は、「多機能スペース」だけなのでしょうか？

(木野課長) いえ、芦屋市民の方であれば「フットサルコート」や「多目的コート」も（無料使用可能時間帯であれば）ご利用頂けます。補足させて頂きますと、（一部）予約制を入れている（フットサルコートなどの）場所・時間帯枠で、先に予約が入っている場合には、ご利用頂けないケースがございます。

(田中委員) ここの施設利用のケースだけではないのですが、利用者が（団体などの）複数人の場合、例えば8人で利用するが3人は芦屋市民で他の5人が他市の住民といった事例なら、制度の運用はどうなるのでしょうか？

(木野課長) 原則的には、（利用者は）芦屋市民だと推定してお名前を書いてもらい使って頂きます。複数名利用の場合でも、（少なくとも）その内訳の半分が芦屋市民であれば（良い）と思っています。しかしながら、はっきりとした基準は、まだありません。

(田中委員) 身分証の提示は求めないのでしょうか？

(木野課長) 利用者が大人の方であれば、身分証の提示を求める場面がございます。

(田中委員) 求めないケースもあるのでしょうか？

(木野課長) 現在、ご利用頂いている方達については（芦屋市民であると確認がとれていることがあるので）求めないケースもあります。

(田中委員) これだけの施設を維持するためには、相当のお金が市から出ていると思うのですが、ミズノスポーツ単独で（無料開放の）事業は難しいですよね？

(木野課長) いえ、実は市からはお金を出しておりません。むしろミズノスポーツが賃料を市に支払っております。

(田中委員) 無料開放事業を実施するミズノスポーツは、どのように経営しているのでしょうか？

(木野課長) 無料利用可能時間帯以外での施設利用者が多くいます。また、テニスコートの利用は無料ではありません。ここで売上げがあるのだと思います。また、市民への施設の無料開放を条件に、支払って頂く賃料を低く設定しています。これが経費を抑えていると考えます。

(田中委員) フットサルコートはすべての時間ではなく、無料利用可能時間帯のみ芦屋市民は無料ということでしょうか？

(木野課長) はい、そうです。その時間帯以外は市民か否かに関係なく、有料となります。

(田中委員) この無料利用制度については、広報で掲載されたのでしょうか？

(木野課長) 8月15日号の「広報あしや」で掲載させて頂きました。

(田中委員) これだけの施設の利用制度なので、できるだけ大きくアピールして頂きたいです。

(木野課長) 広報の紙面調整の点から一面全部を使って掲載はしておりませんが、(利用促進の観点から) ホームページにも載せております。

(田中委員) ホームページを見てくださいというのは、(市民にとって) 制度を利用しづらい面があります。職員の方達は制度を作ってアップするので、どこに載っているか把握できますが、そうでない方にとってはその情報を探すのが難しいです。

(廣木会長) ただ今は、報告に対して質疑を頂く場でございますので、ご意見については後ほどお願いしたいと思います。他に、ご質問はございますか？

(新井野委員) 子ども・若者の健全育成に向けての提言(1)「子ども・若者の遊び場(居場所)を確保する」を目的として、この施設が作られたということでしょうか？

(木野課長) 提言(1)だけを主目的としている訳ではありません。しかしながら、(他の行政目的とともに) 提言(1)への対応も一定兼ねております。当該施設の運営にあたっては、3つのコンセプトがございます。1. 「(子育て支援としての) 教育施設」、2. 「(社会教育機能を有する) 健康増進施設」、3. 「地域交流に

資する施設」です。なお、提言（１）で挙げる「子どもの体力低下」への対策としての健康増進施設でもあると考えます。

（新井野委員）「子ども・若者の居場所」への対策という訳ではないのでしょうか？資料からは、小・中学生の利用状況はわかりませんし、（無料開放の時間帯が）学校の時間と重なっていますので、子ども達が利用できないと思います。子どもの体力低下への対策として、当該施設が作られたのかと考えていました。しかし、ご説明からは（子ども・若者に絞った対策ではなく）、市民全体のためという感じがします。

（木野課長）確かに、子ども・若者だけでなく中高年（の健康増進）も、行政目標にしたいと思っています。

（新井野委員）子どもの体力低下への対応に、一番に頑張るべきは学校現場だと考えます。その学校現場が頑張れる様に、教育委員会が支援していく体制だと思います。その支援策の一つとして、当該施設が子ども・若者の居場所としてあるということなら理解し易いのですが。

（事務局） 小学校はコミスク、中学校は部活が使用しますので、若者が（放課後や休日に）学校園を利用するのは難しいと思います。また、小学生高学年、中学生、高校生になると思い切って遊ぶということができなくなります。そこで、「子ども・若者の居場所づくり」の一つのかたちとして、芦屋市とミズノスポーツで当該施設を整備したということだと考えます。ここであれば、スポーツだけでなく図書コーナーで読書もできますので、「子ども・若者の居場所づくり」のアイデアだと思います。当該施設のPRをしていけば、より多くの子ども・若者が集える場となるかもしれないと考え、スポーツ推進課の木野課長に来て頂きました。本来なら施設オープンから1年経過後に、報告頂ければ良かったのかもしれませんが、公園緑地課が進める（地域交流）施策の報告と併せてご説明することにも意義があると思ひ、本日の説明と致しました。

（新井野委員）子どもが塾や部活で、当該施設に行くのは難しい面はあると思いますが、行政として「子ども・若者の居場所づくり」をされていることは解りました。

（進藤委員）資料では、フットサルコート（１）面（２）面については、土曜日・日曜日は横線が引かれていますが、この時間帯は無料使用できないということでしょうか？

（木野課長）はい、その日時は（１）面（２）面のフットサルコートを、（無料使用で）ご利用頂けません。

(進藤委員) 無料使用時間帯の設定が午前10時30分から開始となっています。子ども達にとっては授業時間にあたりますし、一般の人にとっても午前10時30分からの利用では少し遅いと思います。できれば、午前9時半からでも利用できれば使おうと思う方もいらっしゃると思いますが、午前10時半からでは中途半端ではないでしょうか？

(木野課長) 午前10時半からというのには、狙いがございます。ミズノスポーツさんのご提案でもあったのですが、幼稚園や保育所の子ども達が遠足がてらにこちらの施設で遊んで頂ければ良いのではないかと考えています。隣接する認定こども園の子ども達も園庭で遊ぶだけでなく、こちらでのびのびと遊んで欲しいという思いもあります。まだ、その提案が(実際に)展開している訳ではないのですが、そういう流れで進めようとしております。

(進藤委員) わかりました。ただ、土曜日・日曜日は子ども達が元気に遊べる時間ですので、先ほど申し上げた横線部分の時間帯に使用ができれば、「子ども・若者の居場所」としてはさらに充実すると思います。

(廣木会長) まだ、この制度が始まったばかりですよ。これが1年ないし一定期間経過後に(時間帯設定などの)見直しは可能なのではないでしょうか？

(木野課長) これは市とミズノスポーツとの間の協議で決めていることですので、極端に変更することは難しいかと思いますが、お互いの協議で考えていけると思います。

(廣木会長) はい、わかりました。他に、ご質問はございますでしょうか？

(守上委員) 「多機能スペース」ですが、普段から卓球台が出ているのでしょうか？

(木野課長) 卓球デーではない、普通の日には卓球台は出ていません。

(守上委員) そこは会議にも使えるのでしょうか？

(木野課長) テーブルと椅子がありますので、会議にも使って頂けます。

(廣木会長) 他に、ご質問はございますか？

(許委員) こちらは運動もできて、素晴らしい施設だなという感じはしていますが、赤ちゃんの駅がある「多目的スペース」が少し気になります。(0歳から1歳ぐらいの) まだ歩けない小さな子どもを持つお母さんは、(2歳から3歳ぐらいの) 走り回れる子どもと一緒に遊ばせることを心配しています。(地域交流に資する施設内にある)「畳」のスペースで、「まだ歩けない子どもが遊べる場所」

と「走り回れる子どもが遊べる場所」を分けて頂けるとお母さん達としては安心です。(こども健康部が実施する) あい・あいる一むでも同じことをお母さん達は気にしておられます。また、(木野課長のお話しから地域交流の側面として) ご高齢の方もその場に寄ることができ、お母さん達も子どもを見守りながら横でお茶が飲めるような交流ができれば良いなと思います。

(廣木会長) 許委員のご発言は意見でもあります。しかし、乳児を前提とした空間が当該施設に存在するののかというご質問として捉えますと、そのような空間はあるのでしょうか？

(木野課長) 乳児(だけ)を前提とした空間はございません。

(廣木会長) わかりました。許委員のご指摘は、大事な視点であると思います。他にご質問はございますか？それでは、質問はここまでとさせていただきます。木野課長、ありがとうございました。

では、②芦屋市の公園施設における有効活用と利用促進(の議題)として、「地域における公園の有効活用」のテーマで、公園緑地課の足立覚課長より報告を頂きたいと思いますので、宜しく願います。

(足立課長) 公園緑地課の足立です、宜しく願います。以前に青少年問題協議会で、「子ども・若者の居場所(づくり)」として公園に求められる役割についてお話をさせて頂きました。社会環境の変化、ニーズの多様化から公園のあり方も変化してきております。例えば、「子ども達の声がうるさい」、「ボール遊びをすると危ない」、「公園を独占している」といった様々な苦情や意見が市役所に寄せられております。一昔前であれば、当該行為があっても仲介をする人がいたりして、容認されてきました。今は、市役所が子ども達に対して「もう少し静かにできないかな」、「もう少し安全に遊べないかな」と声掛けをしています。公園はいろんな方達が利用する場であり、憩いの場でもあり、地域コミュニティの場でもありますので、調整が非常に難しい面があります。

しかしながら、子ども達が思いっきり遊べる場が少なくなっている状況にあるので、そこはなんとかすべき課題ではないかと考えました。そこで、青少年問題協議会でご意見を聞きながら、昨年度から公園の利活用を検討し業務を進めてきました。

お手元にある資料をご覧ください。同資料に公園に関する市民アンケートを記載しております。「公園に期待していることは何ですか？」の問いに対しては、1番目には「子どもの遊び場としての充実」で約62%、2番目には「くつろぎや交流の場としての充実」で約39%の回答でした。「子どもの遊び場として、公園はどのような場所であると思いますか？」の問いに対しては、「ボール遊びのできる場所」、「広場があり走り回って遊べる場所」、「遊具で遊べる場所」という(子ども達にとって)良い回答を頂くことができました。(子ど

も達の公園利用に関しての) 苦情は一部の方で、大多数の方は容認して頂けていることがわかりました。

また、「大人の利用についてあればよいと思うこと?」に対しては、「オープンカフェなどでおしゃべりしたりくつろいだりすること」、「菜園などで野菜づくりなどを楽しむこと」といったご要望があることもわかってきました。同資料「公園の整備状況に地域差が存在」をご覧ください。芦屋市には144か所の公園があります。南の方には大きな公園が多く、北の方には少ないといった地域差が存在するなかで、公園を増設することが難しい状況にあります。同資料「公園以外にも多様な緑資源が存在」をご覧ください。公園以外にも芦屋川沿いに緑の街路樹や花がありますので、触れ合いの場として活用すべき状況にあります。また、同資料「公園利用に対するニーズの多様化」をご覧ください。先ほども申し上げましたが、ボール遊びなどができ、子ども達ももっとのびのびできる公園、大人も楽しめて、カフェ利用できるオシャレな雰囲気の公園、健康づくりができる公園、花壇のお世話ができる公園、地域交流ができる公園などであって欲しいといった多様なご意見が寄せられています。すべての公園を一律に(そのご要望に応えることは)できないですが、地域の実情に応じて工夫していくことが必要かと思っています。同資料「地域コミュニティの場としての活用」をご覧ください。大きな総合公園と異なり小さな公園は、なかなか利用されていないという状況がございますので、地元の方達にご意見を聞き工夫することで、利用していけるのではないかと思っています。

同資料をご覧ください。こちらには、芦屋市都市公園整備利用基本方針(案)が5つ記載されています。基本方針1は「芦屋市総合公園のリノベーション」で、総合公園は街の顔になりますので、人々が交流できるような場にして幅広い利用者層のニーズに応えたいと考えています。基本方針2は「地域周辺による公園活性化」で、皆さんが交流できる地域コミュニティの拠点づくりをしたいと思っています。基本方針3は「都市公園の充実の促進」で、小さな公園でももっと皆さんが使いやすくなる様な工夫をしたいと考えています。基本方針4は「公園の利用ルールの見直し」で、地元の皆さんとも一緒に話合うことで、子ども達のボール遊びも含め公園利用のルールを考えてまいります。基本方針5は「緑のネットワーク形成」で、街路樹や花壇で緑が見られる様な緑のネットワークづくりをしたいと思っています。

それでは、同資料をご覧ください。いろいろと聞き取りをさせて頂き、そのご意見などを基に上手く公園整備・利活用ができているイメージ図を作成したものです。早朝に、毎日または夏休みにラジオ体操をすることで、健康づくりをなされる。昼下がりになると、保育所と幼稚園の子どもを(遊ばせるために)連れのお母さん方が(憩いの場として)お話しをされる。15時頃になると、学校が終わった子ども達が集まってきて、18時の塾の開始時間までわいわいと遊ぶ。実際に、こういったことができています。地元と行政の協力で、こういった上手くいっている(公園の)ケースを他の公園でも広げていきたいと考えています。その一環として、「都市公園で交流ができる場として、宮塚公園」、「小規模でも(餅つき大会などで使用し)再生していける場と

して、伊勢町の公園」,「子どもの居場所づくりとして、上手に使われている打出公園」など手探り状態ではありますが、先進事例として広めていくことで、他の公園の地元の方達もそういう使い方も良いものだと思って頂ける様になればと思っています。

では、お手元にある「都市公園の現状及び課題 呉川公園改修工事」の資料をご覧ください。(公園について) いろんな苦情やご意見がある中で、地元の方達と一緒に何かできることはないかということで、昨年度に呉川公園のリニューアル工事を致しました。古い公園ですし工事を致しますので、(その間)公園を締め切っておりました。でも、子ども達から(「公園を使えないのか」と)聞かれることがありました。

同資料をご覧ください。(カバとワニなどの)古いアニマル遊具があったのですが、この遊具の塗り直しを地元の子供達に手伝ってもらうのが良いのではないかと考えました。そこで、工事業者にそのアニマル遊具の塗り直しを止めてもらい、地元の方達と相談しました。そして、お手元にあります「呉川公園の動物たちより 私たちの色を塗ってね!」というチラシを作って出しました。「呉川公園の(工事の)最後の仕上げとして、子ども達の皆さん手伝ってください。これで公園が完成しますよ」というかたちでの発信と致しました。我々大人から子ども達に「キリンは黄色だよ」といったことは言いませんでした。すると、我々大人が考え付かない様な色で塗ってくれました。例えば、カバは「ドット柄のカバ」に、ワニは「ハート柄の付いた超カラフルなワニ」に塗ってくれました。

そして、子ども達には小さな免許証のような「芦屋市 公園まもり隊 隊員証」を渡しました。これは、「隊員としてこの公園を守っていただきね、ゴミとか捨てないでね、枝とか花を取らないでね、何かあれば公園緑地課に連絡してね、自分たちの公園を自分たちで守るんだよ」という内容が書かれたものです。すると、親御さんから「ありがとう」と言われ、とても感謝されました。地元の方達が自分達の公園と接する機会を増やすことができれば、公園の使い方のルールも決まっていくのではないかと考えています。手探り状態ですが、このような施策を広報でも紹介しながら進めている最中であり、報告は以上です。

(事務局) できれば、芦屋中央公園の人工芝についてもご報告頂いても良いでしょうか？

(足立課長) 芦屋中央公園では、土がさらさらのパウダー状でありましたので、ホコリのように飛散していました。そのことで、ご迷惑を掛けておりましたので内部でも協議した結果、初期投資は必要でしたが、人工芝に張り替えることに致しました。(人工芝になっても)公園ですので自由に使って頂けます。季節の良い時期には、子どもさん・お孫さん・おじいさんなどの方々が来られて、座ってお話しされたり、遊んだりされています。人工芝にする前には無かった光景ですので、そのように使って頂けることは、ありがたいと思っています。ただ、犬の糞の様なマナーの問題はありますので、そこはまた考えていきたいです。

(廣木会長) ありがとうございました。ただ今のご説明では、第一の柱として公園の利活用についての考え方があり、また芦屋中央公園の人工芝への改修といった工夫もなされているということでした。何かご質問はありますか？

(進藤委員) 呉川公園は私の子どもが幼稚園から小学生の頃に出来た古い公園です。先ほど足立課長からご紹介のあった施策に孫も参加させて頂きました。(アニマル遊具への) 塗装で、一度誰かが塗った上から重ね塗りをしながらも、子ども達がケンカすることなく仲良くしていました。明るく綺麗な公園になったので、感謝しております。ただ一つ気になることがあります。(呉川公園のリニューアルで) 公園を綺麗にして頂いたのですが、水道の横にある園路の上に砂や土が(のって)あるので、そこを子どもが走ってこけてしまうことがよくあります。

(足立課長) (公園をリニューアルしたばかりで、土が新しいので) 園路に土がのってしまうのだと思います。

(進藤委員) そうですね、(新しい) 土がのってしまうのですね。あと、楠のような大きな木を公園のどこかに植えて頂きたいと思っています。落ちて怪我をする程の高さではない木に、子ども達が登ることで筋力をつけることができると考えます。

(足立課長) 私も子どもの頃によく木登りをしておりましたが、現在の職に就いていると「子ども達の木登りは危険だ」という声を聞くようになりました。私の個人的な感想もありますが、「木登りは危険だ」という観点だけで良いのかなと思います。関東の方(の公園)で、思いっきり遊ばせる場があります。そこは、常に人が見(守って)ている点と自己責任で遊んでもらう点(での合意)があります。それら(の合意形成など)が無い状態で、いきなり木登りのできる木を植えると、行政がすごく批判されてしまうので、難しいところがあります。子どもが「怪我をしながら成長する」という考えと「怪我をするような危険行為はダメ」という考えがありますので、そのバランスが難しいです。

(進藤委員) 柿木のような季節に実のなる木があれば、子どもがその実を取って食べられるかなと思います。呉川公園の隅にザクロの木があります。あの木に毎年、見事な実が成ります。子ども達がそれを叩いて落として、実を取っていました。しかし、最近は木が高くなりすぎて子ども達では取れなくなったので、高校生から20歳ぐらいの方達が棒で取って食べている様です。実のなる木を植えて頂き、子ども達がその実を取って食べられる様な楽しみがあっても良いのかなと思います。

(足立課長)「実の成る木があると動物が集まって、うるさい」という声も出るのですが、進藤委員の仰ることは理解できますし、ありがたいご意見だと思います。

(廣木会長) 会議の時間が少なくなってきましたので、これより質疑と意見も同時に出して頂けるかたちと致します。他に、質疑等ありますでしょうか？

(入江委員) 第3回目の青少年問題協議会で公園緑地課の足立課長が来られると聞いておりました。なので、7月12日に山手小学校の地域委員会に出席した際にPTAのお母さん達に「公園について何かご要望はないですか？」と尋ねてみました。すると、ボールで遊べる公園の場所や(何曜日の)何時から何時まで遊べるのか、といったことが載っている「公園の遊びマップを作って欲しい」、そして「そのマップを小学校で配布して欲しい」という声がありました。そういった関係の情報が手に入らないことと、山手の方はボールで遊べる場所が無い(とっておられる)ので、そういう要望が出たのだと思います。(公園緑地課には)ご検討頂きたいと思います。

(足立課長) 基本的には、(公園で)自由に遊んで頂ければ良いと考えています。ただ、危険過ぎる行為や夜間利用は謹んで頂く必要はあります。そういった公園の利用基準を出すか否かの検討をしなければいけません。(公園の遊びマップなどで)PRすれば(一般の公園、総合公園ともに)利用促進効果はあると思います。また、打出公園で実施していますが地元の方達の方の了承を得て、公園の利用方法を紹介する看板を設置することができれば、規制の無い公園が出来るのでは、と考えています。

(入江委員) 基本的には、ボール遊び禁止と書いていなければ、公園でボール遊びはしても良いのでしょうか？

(足立課長) はい、ボールで遊んで頂いても大丈夫です。ただ、危険な行為は禁止されておりますので、その線引きが難しいところではあります。

(廣木会長) 他に、質疑等はあるでしょうか？

(中谷委員) 小学生の場合、校区外に行くことは親の同伴や許可が必要であったと思います。ミズノスポーツプラザ潮芦屋などの施設があっても、(自由に)子ども達だけで行くことはできないのだろうと考えながら、ご報告を聞いていました。校区外の施設に子どもが行く場合、学校側の指導はどうなっているのでしょうか？

(事務局) 学校の指導としては、小学生が校区外へ行く場合、親の同伴をお願いしています。例えば、市民プールなどへ小学生だけで行き、恐喝事件に巻き込まれた

りすることを危惧しています。ただ、小学6年生ぐらいだと（親の同伴無しで）行ってしまう実態があるので、（指導の徹底は）難しい面があります。

（新井野委員）小学校では、校区外へ行く場合における（親の同伴に係る）ルールが文書で明文化されているのでしょうか？

（事務局） はい、校区外へ行く場合には、親の同伴をお願いしています。

（新井野委員）塾へ行く場合は、どうなるのでしょうか？

（事務局） そういった面で、（指導の徹底が）難しい面はあると考えています。

（新井野委員）保護者の責任に基づきその判断に、委ねている部分があるのですね。子どもの保護と移動の自由の調整が難しくもありますね。

（事務局） はい、その通りです。

（由本委員）夏場の公園についてですが、木が剪定されてしまい日陰が無くなり暑くて公園に行けないということがあります。確かに、枝や葉で公園の中が見えなくなるという（防犯上の）観点から剪定をする必要性は理解できます。しかし、夏の日差しを遮る程度の影を作って頂ける配慮があれば良いな、と思います。

（足立課長）虫が湧いたりした場合には、剪定をせざるを得ないです。しかし、ご意見はわかりました。

（廣木会長）公園のモデルを作っていきたい旨のご報告が足立課長よりありました。呉川公園や芦屋中央公園の取組みにおいて、住民参加の基で政策立案をされたということなののでしょうか？どんなプランにするのかを住民と話しながら、決めていくプロセスであったと考えて良いのでしょうか？

（足立課長）（大きい）芦屋中央公園については、（市民の方々に広く）周知しながら進めました。しかしながら、伊勢児童遊園のような小さな公園については、自治会の方達と協議をして、良い使い方が無いかを模索します。例えば、お花を植える活動をされる方が多ければ、そのスペースを確保する様な支援をしていきたいと考えています。また、宮塚公園においても、道路と公園（の関係）について地元の方々とお話しをしている最中です。

「子ども・若者の居場所づくり」にも通じることだと思いますが、打出公園であれば、（公園の使い方に関する）ルール作りが出来つつあります。その公園ではいろんな方達が（見守って）いる環境で、子ども達が学校帰りによく遊んでいると地元の方々から聞いております。この様な成功事例を以て、他の公

園にも展開していきたいです。上手くいった事例を作ってから、別の公園でもその事例を地元の方々と協議しながら、次に進めていきたいと考えています。

(廣木会長)(意思決定の)プロセスにおいて、住民が参加していくことは、(成功)モデルの大事な中身になると思います。そういった点を整理して頂き、情報を提供くださればと思います。

先程、木に登ったり、その果実を取るといったお話がありました。(子どもにとって)とても大切なことであるが、怪我をするかもしれないということから、凄く難しい問題であるとのお話がありました。この問題への取組みとしては、プレーパークというものがあります。そこには、地域の大学生がリーダーとして居ます。自己責任の面はありますが、その時間帯にはその方達のサポートがあるので、子ども達が木に登ったり、火以外のモノを使ったりすることができます。そういったプレーパーク的な機能を持つ公園づくりの要望が、住民の方々から出て来てはいないでしょうか？

(足立課長)まだその要望は来ておりませんが、公園利用において何でも禁止というのは、どうなのかというのは以前から思っていました。

そこで、関東に行った時にプレーパークを訪れてみました。プレーパークでは、どうしてその様な取組みができるのかを尋ねてみました。すると、そういう(取組みを理解して頂ける)地盤があることが解りました。お母さん方が立ち上がって、教育委員会の部門に掛け合う一方で、大学生の方達がそういう役割をやりたいと言ってくれるという背景がありました。大学生の方達が見てくださるので、木登りだけでなく屋根に上ったりする子ども達を見ることもでき、凄いという感想を持ちました。

(廣木会長)ご説明、ありがとうございます。足立課長は公務のためここで退席されます、本日はありがとうございました。

《足立課長，公務により退席》

(廣木会長)木野課長からご報告のあった「気軽に集える居場所づくり」について、ご意見等がありますでしょうか？

(入江委員)小学生や中学生にミズノスポーツプラザ潮芦屋という施設があることを知らせるために、本日頂いた資料などを学校で配って頂くことはできないでしょうか？

(木野課長)はい、周知が必要であることは認識しています。広報を始め、学校にもお知らせして、皆さんに広く知られる様にしていきたいと考えています。

(廣木会長)広報についてのご意見やご要望は、ありますか？

(許 委員) お母さん方がパッと見て、こちらにはこういう施設がある、あちらにはこんな施設があるといったことが解る様な、一目瞭然で(施設に関する)情報をつかめる(資料の様な)モノがあれば良いな、と思います。

(由本委員) 上宮川の児童館や市民センターの図書室の様に(施設に関する)情報として、お母さん方は知りたいと感じている様に思います。ミズノスポーツプラザ潮芦屋のフットサルコートや多目的スペースなど、施設の無料使用の時間帯について解り易い(資料の様な)モノがあれば、フットワークの軽いお母さん方が多いので、行き易くなると考えます。居場所が(どこにあるか)わからない方もいると思います。当該施設の無料使用の時間帯は、小・中学生の方達が利用しにくい面もあると思いました。けれども、幼稚園に上がる前のお子さんを持つお母さん方にとって、解り易い(資料の様な)モノがあれば、とても良いのではないかと考えます。

**(廣木会長) 貴重なご意見、ありがとうございます。木野課長は出されましたご要望等について何かございますでしょうか？**

(木野課長) 頂きましたご要望については、内部で協議し、ミズノスポーツさんと一緒に取組んでいきたいと思っています。本日は、貴重なご意見ありがとうございました。

**(廣木会長) ありがとうございます。これで、議題としての「芦屋市の子ども環境と課題について(報告)」における①社会参加と居場所の充実、②芦屋市の公園施設における有効活用と利用促進、を終えさせて頂きます。では、次の議題「芦屋市子ども・若者計画の進行管理について」を事務局から報告をお願いします。**

(事務局) お手元にある資料の「芦屋市子ども・若者計画」の27年度及び28年度実施評価票をご覧ください。2年間の状況を解り易く載せております。今日、来て頂いた2人の課長の課としての取組みについて見てみます。同資料P2の個別事業★45「施設の有効活用と利用促進」、担当課の一つが①スポーツ推進課で、(実施結果や努力した点など)27年度「学校園の利用」、28年度「参加者は約のべ2,000名。ミズノフットサルプラザの施設の周知に努める」と(先程の木野課長の説明が)載っております。同様に個別事業★45「施設の有効活用と利用促進」は、②公園緑地課が担当で(先程の足立課長の説明についても)載っています。

では、お手元の「芦屋市子ども・若者計画」の冊子(芦屋市HP「芦屋市子ども・若者計画」参照)をご覧ください。同冊子P24に載っております、基本理念は「人とのつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう」であり、重点目標として1.「豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する」、2.「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」、3.「子

ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する」と定めています。「公園で遊ぶ子ども達の声がうるさい」といった苦情がある一方で、「地域でそんな子ども達を見守って育てていこう」というご意見も多くあるので、理解を広げていくことも、重点目標3に通じるところであります。そして、この3つの重点目標に、それぞれ2つの取組みの方法を定めているかたちとなっています。同冊子P25からP41に、(解決すべき課題として)28の課が取組む133の個別事業が載っております。この中でも重要事業として、29の個別事業をP43からP45で挙げております。そして、前回の青少年問題協議会で、4つの個別事業を重要事業に加えることと致しました。

それでは、この重点事業の記載された「芦屋市子ども・若者計画」の27年度及び28年度実施評価票を見て参りたいと思います。27年度から28年度で、評価や内容が変わったところを中心に私が各担当課にヒアリングしました。全てを説明するのは(時間的に)難しいので、かいつまんで説明させていただきます。

同資料P1記載の個別事業★1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」ですが、男女共同参画推進課が担当課の一つです。同課では、映画鑑賞、国際女性デー、市民企画講座、親子で一緒に楽しめる作るアートなどのイベントを開催しています。また、男女共生教育のために学校へ出前講座も実施しております。同事業の担当課の一つである学校教育課では、学校園で(の行事に)父親が参加しやすい様にしております。学校なら造形展などの行事は土日祝日に開催し、幼稚園ならメンズデーを設定し父親の保育参加を促進しています。ただ、中学校で同じ様にすることは難しい面はあります。お父さん方が行事に参加したい思いがあると考えておりますので、中学校でも土日開催を検討していきたいと思います。

同じページに記載しています個別事業★22「子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)」ですが、学校教育課が担当課です。地域のボランティアの方が子ども達に本を読み聞かせてくださいます。心の落ち着きを与え、道徳を学ばせることができるので、朝の読み聞かせの時間は重要であると認識しています。また、ビブリオバトルといって、読んだ本の内容について子ども達で討論する(知的)書評合戦を実施しています。これによって、コミュニケーション能力やスピーチ能力を向上させることができます。

これも学校教育課が担当課ですが、個別事業★28「トライやる・ウィーク」があります。取組みの評価としては、27年度がAで、28年度がBとなっております。この事業は須磨で起きた中学生による児童殺傷事件を背景に、多感な時期の中学生を地域で育てるという目的で始まりました。現在では、職場体験を通じて中学生の(働くことを考えさせる)キャリア教育としての意味合いが強くなっております。職場体験としては、保育園や幼稚園で小さな子ども達のお世話をするものは人気が高く、福祉的なものは人気が少し低い傾向にあります。あくまでも、地域で中学生を育てるということが第一義的な目的です。

なので、中学生に職場体験をさせる目的をもう一度、学校に認識してもらいたいと考えます。また、5日間引き受けてくださる事業所でも、中学生がただ

の人手ではないことをわかってもらいたいと思います。そういった点で、意識改革の必要性があると判断し、評価をAからBにしたという次第です。

同じく学校教育課の担当ですが、個別事業★32「学校給食の充実」があります。取組みの評価は27年度、28年度ともにAとなっています。芦屋市の学校給食では自校方式を採用しています。自校方式では、各学校に配属されている栄養士が献立を作り、その調理室で調理します。中学校給食は潮見中学で始まっており、精道中学や山手中学も実施に向けた準備をしております。（食育の観点からも）地産地消として、芦屋に近い淡路島の農産物を使って給食を出しました。また、学校給食のレシピをまとめた「芦屋の給食 オシャレな街のおいしい献立」という本を出版しています。

個別事業★37「情報活用能力の育成」は、学校教育課と打出教育文化センターが担当しています。ITはインフォメーション・テクノロジー（情報技術）、ICTはインフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー（情報通信技術）です。教師と児童がタブレットを使って通信するなどして、生徒達が情報技術や情報通信技術を活用し、深い学びができる様に図っています。評価は27年度、28年度ともにBです。

同資料P2に記載されている個別事業★38「情報モラルの育成」は、同じく学校教育課と打出文化教育センターが担当です。スマホサミットというイベントを打出教育文化センターで実施しています。兵庫教育大学の支援も頂き、小学生と中学生が自分達でスマホについて考える機会を持つ様に致しました。それを基にしたDVDを作成し、各小中学校へ配布しております。去年は、スマホ3か条を作りました。1.「スマホ時間が長いほど夢への道も遠くなる」、2.「既読無視、したくてしているわけじゃない」、3.「フィルタリングしよう」となっています。

最近では、JKビジネスといって女子高生が風俗関係に（スマホを通じて）関わってしまうことがあります。添い寝、散歩、耳かき（といったサービス提供）を女子高生がするというケースもある様です。また、自画撮りで自分の姿がネット上に流出してしまう被害もある様です。フィルタリングをするとともに、スマホやインターネットの正しい使い方を子ども達に学んでもらう必要があると思います。スマホサミットのより一層の充実を図っていきたいと考えます。

個別事業★45「施設の有効活用と利用促進」は、スポーツ推進課、公園緑地課、管理課の担当です。先ほど2人の課長より報告させて頂きましたので、私からの説明は省略致します。

個別事業★61「進路管理事業」は、青少年愛護センター、生活援護課、学校教育課の担当です。義務教育終了後に、助けを必要とする青少年がいた場合の支援について検討致します。

個別事業★62「若者相談センター アサガオの周知」、★63「若者相談センター アサガオの充実」、★64「地域における子ども・若者支援のネットの構築」、★75「保護者や教員のための不登校セミナー」、★76「仲間同士の支えあいの支援」、★77「子ども・若者への訪問支援」については、不

登校・ひきこもりの相談機関である「アサガオ」のことが書かれています。相談件数が増加しており、昨年度から相談員2人で週5日の体制をとっています。相談以外にも、しゃべり場としての茶話会「キ・テ・ミ・ル会」や「親の会」を実施し、セミナーは年6回程度開催しております。また、相談者によっては、訪問相談をすることもあります。相談件数が多いので難しい面もありますが、訪問相談にも注力したいと考えています。

同資料P3に記載されている★75の個別事業「保護者や教員のための不登校セミナー」は青少年愛護センター、学校教育課、打出教育文化センターの担当です。この事業においては、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）が重要な役割を果たしています。SC（スクール・カウンセラー）は子ども達の心の問題に注目するのに対し、SSWはコーディネーターとして子ども達を取り巻く環境に注目して解決を図ります。現在、中学校へ月2回程度、訪問しております。

★78の個別事業「統合保育 特別支援教育」は、子育て推進課と学校教育課が担当しており、障がいのある子ども・若者への支援を実施しております。統合保育とは、社会の中で共に生きていく力を身につけさせることを目的として、障がいのある子とそうでない子を一緒に保育する試みであります。これについては、私立の保育所にも補助金が出ており、（公立、私立ともに）保育士や教員の資質向上が大切だと思っています。

個別事業★115「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」は、青少年愛護センターが担当です。愛護委員や中学校区青少年健全育成会議のメンバーを対象に、講師を招きスマホの研修会を継続実施しています。一昨年は「子どもをどう指導するか」のテーマで篠原先生に、昨年は「親としてスマホの付き合い方・お母さん聞いてよ」のテーマで嶋田先生に、やって頂きました。今年も研修会を2月に実施する予定です。

簡単ですが「芦屋市子ども・若者計画」の実施評価票について、ご説明させて頂きました。評価はAからCまでありますが、この評価は事業を実施している担当課が自分で評価したものです。CはBへ、BはAへと評価が上がる様に、担当課と愛護センターでヒアリングをしながら、事業を進めていって欲しいと思っています。以上です。

**（廣木会長）**ありがとうございました。前年と比較して評価が変わっているところ、担当課にヒアリングをして頂いたところを中心に説明頂きました。内容が多岐にわたっているため、解りにくい部分もあるかもしれません。もし委員の皆様が気づかれたことがあれば、ご指摘頂ければと思います。

私は、個別事業★77「子ども・若者への訪問支援」で気づいたことがあります。評価が27年度はB、28年度はCとなっています。相談員が少ない状態で、相談件数が増加しているために、訪問支援が難しくなるという問題があります。現体制で努力しているという観点から、評価をCではなくBとすべきか、新たな相談体制の構築をする必要があるという観点から、評価をCのままとすべきか、評価のあり方を考える必要がある様に思います。

委員の皆様においても、お気づきのことがあれば、お願い致します。

(新井野委員) これまで何人(体制)で、どうかたちで相談員に来てもらっているのでしょうか？

(事務局) 現在、相談員は2名常駐し、別に1名がスーパーバイザーとしており、アウトソーシングのかたちで来て頂いています。27年度は月曜日と水曜日と土曜日に相談員が1名、月曜日と土曜日に訪問支援員が1名という体制でした。28年度は火曜日と土曜日に相談員が2名、水曜日と木曜日と金曜日に相談員1名という変則的な体制でした。訪問支援という点で課題はありますが、相談件数増加に対応しやすい体制にはなっていないと考えています。

(中谷委員) その相談員の方達が学校に出向いて、相談を受けているのでしょうか？

(事務局) 今のところ、それはありません。

(中谷委員) 不登校になった場合は、保護者がアサガオに相談に来られるということでしょうか？

(事務局) はい、そうです。アサガオのパンフレットがありますので、それを見て電話を頂きます。そして、こちらへ来てもらい、面談をして相談をするかたちとなります。

(中谷委員) 私は、保護者側から相談したいと発信をすることが難しいと思います。

(事務局) 確かに、相談に来られない方もいると思います。不登校がどれくらいいるかは解りますが、ひきこもりは(実態が)なかなか解らないです。

(廣木会長) 他に、お気づきの点はありますか？

(田中委員) (個別事業の)評価ですが、ほとんどがBになっています。これには、評価基準があるのでしょうか？自己評価なので、問題があると思います。評価として、Cはつけないが、Aはつけにくいので、Bになる傾向があると考えます。評価基準が無いなかで、自己評価をすることに意味はあるのでしょうか？

(事務局) 各担当課には、きちんと事業の評価をして欲しいと思っています。また、ABCの3段階ではなく、1から5の5段階評価にした方が良いと考えます。自分の課の事業を、Cと評価するのは難しい面はあると思います。評価基準もあれば、評価結果はより分析し易いかもしれません。

(田中委員) 各事業が全体から見て、どのレベルにあるか解る様にするために、評価基準を作るべきだと思います。

(新井野委員) ただ、個別の事業によって評価基準は変わってくるので、その調整は難しいと思います。

(田中委員) 抽象的な表現であっても、各担当課で目標を設定すれば、その達成状況を把握し評価できると考えます。現在、評価Aとしている担当課に本当にAですか？という思いがあります。

(新井野委員) 客観的な評価をするためには、(自己評価ではなく) 外部評価にする必要があると考えます。ただ、(予算面などで) 難しい点はあるとは思いますが。

(廣木会長) 他に、お気づきの点はありますか？

(許委員) 子ども(の教育)関係を担当する部署としては、教育委員会、子ども健康部、福祉部があると思います。高齢者施設に地域の子供達が集えれば良いなと考えています。現在、地域の連帯が言われています。他の地域で広まりつつありますので、芦屋でも広がって欲しいです。世代間交流を図ることができ、高齢者も安心ですし、子どもの情操教育にも良いと思います。具体的にどこを進めるかという点ではありますが、「子ども・若者の居場所づくり」がテーマでしたので、一つの意見として述べさせて頂きました。

(廣木会長) ありがとうございます。時間ですので、ご意見はここまでにさせて頂きます。今、田中委員を始めとする皆様からのお話を伺って、評価のあり方が難しい問題であることを再認識致しました。評価基準が無いなかで、自己評価をすることは、どうなのか。どれだけ実態があるかという問題はありますが、この青少年問題協議会が第三者機関として(一定)の役割もある様に思います。

(子ども・若者計画の個別事業についての) 評価などについて(事務局などから) 報告を頂き、この協議会で意見を出してフィードバックをしています。確かに、評価基準を基にして(この協議会で) 評価をするための議論をしている訳ではありません。ただ(個別事業を) 評価することは、(この協議会の) 重要な仕事の一つであります。したがって、他の行政機関や他市町村の取組みを参考にして、(協議会で) 自分達がすべきこと、しなければならないことについて意識を高めることで、評価がより良いものになる様に考えていく必要があるように思いました。

今日、全体を振り返ってお気づきの点は、ありますか？

(田中委員) 皆様はご存知か解りませんが、芦屋市には集会所が13ヶ所あります。芦屋市の人口は10万人未満なのに、その利用人数は延べ20万人です。約65%は高齢者が利用し、約20から30%は小さいお子さん連れの若いお母さん方が利用しています。「子ども・若者の居場所づくり」とお話しにありましたが、集会所はその居場所として重要な役割を果たしていると考えます。地区の若い

お母さん方は集会所を無料で使えますし、楽しみにして来られていると思います。

(新井野委員) 集会所は自治会が管理しているのでしょうか？

(田中委員) いえ、集会所は自治会連合会が管理・運営しています。そして、管理人が朝の9時00分から夜の9時30分まで常駐しています。

(新井野委員) 集会所の正式名称は何というのでしょうか？

(田中委員) 「芦屋市立＋地域名＋集会所」です。

(進藤委員) 西蔵集会所、竹園集会所といった様に、集会所の前に地域名がつきます。

(田中委員) 意外と、集会所が利用できることをご存じないお母さん方が多い様に思います。知って頂くことができれば、居場所になると考えます。

(廣木会長) これまで、子ども・若者計画ということで、小・中・高校生を念頭に考えることが多かったです。集会所は高齢の方達が使っているという認識から、「子ども・若者の居場所」として)ピンと来ない部分もあったと思います。

(田中委員) 年末が近づくと、集会所や自治会で餅つき大会を開催しています。そこには、(地域の方達が)3世代で来られます。大きい集会所一ヶ所で約400人から500人、小さい集会所一ヶ所で約300人から400人程来られます。2歳から3歳の子どもも来るので、居場所として良いと思います。

(事務局) 集会所を担当しているのは市民参画課ですので、同課にヒアリングをしてみます。

(廣木会長) ありがとうございます。それでは、次回の青少年問題協議会について、事務局から提案がありますので、お願いします。

(事務局) 昨年度の青少年問題協議会で不登校の問題を扱いました。これは喫緊の課題でもありますので、今回は不登校・ひきこもりについて、テーマにしたいと考えていますが、委員の皆様如何でしょうか？

#### 《異議なしの声おこる》

(廣木会長) 不登校・ひきこもりは、全国的に大きな話題になっております。これは次回の青少年問題協議会で取り上げたいと思います。芦屋市に居住していても、他市にある高校へ通っている方々が多くおられます。そういう方々の追跡調査も

一つの課題であります。次回も（個別事業などを）ご報告頂き、評価や問題点を明らかにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員の皆様、情報交流のために今ここで言われたいことがあれば、お願いします。

では、定刻を過ぎておりますので、事務局から何かありましたら。

（事務局） 次回は平成30年2月2日（金）に、第4回目の青少年問題協議会を開催致しますのでお願い致します。不登校・ひきこもりについて、SSWの三木さんとアサガオの三田さんをお呼びして、現状等を報告頂けると思います。

特にないようすし、最後に副会長の新井野委員にご挨拶をお願いします。

（新井野委員）定刻を過ぎましたが、深い議論のできた協議会になったと思います。皆様多くの建設的な議論ありがとうございました。

以上